道路占用の手引き

1)	道路占用許可基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2)	道路占用掘削及び復旧工事基準書・・・・・・・・・・・・・・・・32
o \	
3)	道路占用工事に伴う占用者別路面標示要領・・・・・・・・・・・59

令和5年4月1日

横須賀市建設部

道路占用許可基準 目次

第1編	
(法第 3	2条第1項第1号に掲げる工作物)
第1条	電柱、電話柱[支線、支線柱を含む] ・・・・・・・・・・ 1
第2条	街灯[商店街用街路灯・防犯灯]・・・・・・・・・・・・・・3
第3条	電線類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第4条	イルミネーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
第5条	変圧塔等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
第6条	郵便差出箱、公衆電話・・・・・・・・・・ 5
第7条	交番、防災倉庫、公衆便所・・・・・・・・・・・・ 5
第8条	バス停留所等のベンチ及び上屋・・・・・・・・・・・ 5
第9条	フラワーポット・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
第 10 条	公共掲示板・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
第 11 条	防犯カメラ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
第2編 (法第3	2条第1項第2号に掲げる工作物)
第 12 条	地下管路等・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
第3編	
(法第 3	2条第1項第4号に掲げる工作物)
第 13 条	アーケード・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
第 14 条	日よけ・・・・・・・・・・・・・・・13
第4編	
(法第 3	2条第1項第5号に掲げる工作物)
第 15 条	道路の上空に設ける通路・・・・・・・・・・・・・・14
第 16 条	地下に設ける通路 ・・・・・・・・・・・・・・・14
第 17 条	進入口として設ける通路・・・・・・・・・・・・15
第5編	
(法第 3	2条第1項第6号に掲げる工作物)
第 18 条	露店 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

第6編
(令第7条第1号に掲げる工作物)
第 19 条 看板 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6
第 20 条 可動式看板等 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9
第 21 条 施設案内板 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 0
第 22 条 標識類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 0
第 23 条 バス停留所標識 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1
第 24 条 タクシー乗場標識 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2
第25条 街頭装飾、松かざり、七夕かざりほか・・・・・・・・・・22
第 26 条 横断幕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 3
第 27 条 アーチ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 3
第7編
(令第7条第4号に掲げる工作物)
第 28 条 工事用仮囲、足場、朝顔 ・・・・・・・・・・・・・ 2 4
第8編
(令第7条第第5号に掲げる工作物)
第 29 条 一時工事作業所及び建築用材料の一時置場 ・・・・・・・・・・ 2 4
第9編
(令第7条第9号に掲げる工作物)
第30条 道路の高架下に設ける駐車場、公園、倉庫等・・・・・・・・・25
第 10 編
(令第7条第 12 号に掲げる工作物)
第31条 道路上に設ける駐輪施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・26
付則
工事用仮囲、足場断面図について ・・・・・・・・・・・・・・・・27
面積計算の記入例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
地下埋設物配置標準図 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

道路占用許可基準

(目的)

1 この基準は道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 32 条及第 35 条の規定に基づく道路 の占用許可に関し一般的な基準を定め、その適性と円滑な運営を図ることを目的としま す。

(法令の準拠)

1 道路占用の許可の取扱は、道路法、道路法施行令、道路法施行規則、道路構造令、道路標識区画線及び道路表示に関する命令(昭和35年総理府建設省令第3号)横須賀市道路占用条例、横須賀市道路占用条例等施行取扱規則(平成12年規則第44号)その他法令、規則、通達に定めがあるもののほか、この基準の定めるところによります。

第1編 (法第32条第1項第1号に掲げる工作物)

(電柱、電話柱[支線、支線柱を含む])

第1条

1 方針

電線地中化の予定が無く、電柱、電話柱の設置が公益上やむを得ないものに限り認めることができる。

2 位置

道路以外の場所に設けることを原則としますが、その余地がなく道路に設置するときは、法敷き又は道路余地に設けるものとし、法敷き又は道路余地がない場合は路端に設置するものとする。

参考としては、下記に定める電柱占用位置とします。

3 基準

- (1) 道路幅員8m以内の歩道のない道路は、片側(占用者ごとに一側ではなく、電柱、 電話柱等はすべて同一路線上の片側とする)に設置してください。
- (2) 道路の両側に設けるときは歩道が両側にある道路、又は歩車道の区別のない道路で幅員が9m以上あるときとします。
- (3) 街路樹が植えられている場所に電柱、電線を設けるときは、樹木の成育に支障を及 ぼさない方法を取るか、又は措置をしてください。
- (4) 電線の新設又は全面的な建替等のときは、当該道路に他の電柱が建てられている場合は原則としてどちらかの柱に共架してください。
- (5) 同一路線にかかる電柱は道路の同一側に設置し、かつ歩道の区別のない道路はそ

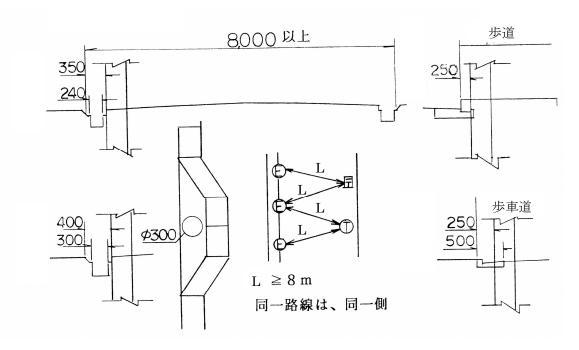
の反対側に地上占用物件がある場合はこれと8m以上離してください。ただし道路が 交差し、接続又は屈曲する場所はその限りではありません。

- (6) 交差点、道路歩道の場所では、すみ切り及び横断道路から1m以上離してください。
- (7)消防水利から5m以上離してください。
- (8) 隣接する建物等の出入口、又は非常口の出入りを妨げない位置としてください。

4 構造

(1)電柱、電話柱の脚ていは路面から 2.5m以上の高さに道路の方向と平行して設置してください。

電柱、電話柱占用位置図



U型側溝のあるものはU型側溝に接して設置し、蓋のあるU型側溝は側溝を切り回すようにしてください。

L型側溝のあるものは路端から 25cm 以上離してください。宅地造成、区画整理事業により電柱ますのあるところは L型側溝上は仮設を除き占用はできません。

(街灯「商店街用街路灯・防犯灯」)

第2条

1 方針

占用主体は官公庁、町内会、商店街等その他これらに準ずるものとし、防犯のために設置するものとします。

2 位置

- (1) 歩車道の区別のある道路は歩道に、歩車道の区別のない道路は路端又は法敷とします。
- (2) 占用位置は別に定める街灯占用位置図によります。
- (3)消防水利から5m以上離してください。
- (4) 既設電柱類がある場合は、共架とすること。

3 構造

- (1) 灯柱は鋼管等とし、色彩は信号機、道路標識等の効用を妨げないものにしてください。
- (2) 灯柱の側方に灯具を突出し、又は腕を設けるときの下端は路面から 4.5m (重要物流 道路の指定がある道路では 4.8m) 以上の高さとし、歩道上においては 2.5m以上とす ることができます。また、突き出し部又は腕の出幅は道路管理上支障のない幅 (1 m 以内)とし、照明施設は照明が上空に拡散しない構造としてください。
- (3) 照明は路面の照度を均等にさせ、過度のまぶしさを感じさせない種類のものにしてください。
- (4) 地域や商店会の活性化のため商店会等の団体名以外の広告を添架する場合は、「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて(平成20年3月25日付け国道利22号国土交通省道路局長通知)」及び「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて(平成20年3月25日付け国道利第24号国土交通省道路局路政課長通知)」の通達に基づいて許可することができます。

詳細については、道路管理者と協議を行ってください。

(電線類)

第3条

1 方針

公益上やむを得ない場合に限り認めることができます。

2 位置

- (1) 道路の横断架線は極力抑制するものとし、やむを得ず横断する場合には横断延長は 必要最小限とします。
- (2) 電線地中化事業を実施した箇所での道路横断は認めません。

3 構造

(1) 電線の高さは路面から5 m以上としてください。ただし、既設電線に共架する場合 及びその他技術上やむを得ない場合で道路の構造又は交通に支障が少ないと認められ るときは原則として 4.5m (重要物流道路の指定がある道路では 4.8m) 以上としてく ださい。

4 その他

- (1) 電気事業法及び同関連法令等を遵守したものであることとします。
- (2) 有線電気通信設備等その他の電線類についてもこの指針に準ずるものとし、疑義が生じた際は別途、検討するものとします。

(イルミネーション)

第4条

1 方針

占用主体は官公庁、町内会、商店街等その他これらに準ずるものとし、祭礼、催物等の ため一時的に設置し、夜間の短時間のみ点灯するものとします。

2 位置

- (1) 樹木又は自らが占用の許可を受けているアーケード等への添架に限ります。 添架できる位置については道路管理者と協議を行い、道路管理上支障がないと認め るものに限ります。なお、中央分離帯の樹木への添架は認めません。
- (2) 道路を横断する設置は、認めません。
- (3) 次の箇所から5 m以内は原則として認めません。 横断歩道、橋りょう、トンネル、踏切、信号機、道路標識、火災報知機、消防水利 及びバス停留所

3 構造

- (1) 倒壊、落下、汚損等により美観を損なわない又は道路の見通し等、交通に支障を及ぼす恐れの少ないものとしてください。
- (2) 広告の添架は認めません。
- (3) 周囲の美観を損なうような色の電球は認めません。
- (4) 動光式は認めません。
- (5) 設置時または撤去時に樹木や枝を痛めるようなことのないように注意してください。
- (6) 占用物件の維持管理にあたっての管理規定等を徴するものとし、支障が生じたとき はただちに撤去できるものとしてください。

(変圧塔等)

第5条

1 方針

分離帯、法敷その他直接交通に支障とならない道路部分に設置してください。ただし、 やむを得ないときは、歩車道区分のある道路の歩道で道路の構造又は交通に著しい支障を およぼさない場所に設置することができます。

(郵便差出箱、公衆電話)

第6条

1 方針

公益上やむを得ない場合に限り認めることができます。

2 位置

- (1) 道路以外の場所に設けることを原則とします。ただし、やむを得ないときは道路管理上支障のない場所に設置してください。
- (2) 法敷がある道路は、法敷上に設置してください。
- (3) 法敷がなく歩車道の区別のある道路は歩道内の車道寄りとし、歩行者が安全に通行できる幅を確保してください。
- (4) 法敷がなく歩車道の区別のない道路で、L型側溝及び U型側溝のある道路は側溝に接した場所に、側溝のない道路は、道路管理者の指示する場所に設置し長軸を道路の方向と平行に設置してください。

(交番、防災倉庫、公衆便所)

第7条

1 方針

原則として認めないが、真にやむを得ず道路管理者との協議が整ったものについてはこの限りではありません。

なお、設置する場合は道路、広場等直接交通上支障とならない道路の有効幅員外に設置 してください。

2 位置

原則として法敷または道路余地に設置してください。

- 3 構造
- (1) 色彩等は都市美観を損なわないようにしてください。
- (2) 倒壊、破損等により道路の構造または交通に支障を及ぼさない構造としてください。

(バス停留所等のベンチ及び上屋)

第8条

- I ベンチ
- 1 方針

バス停留所、タクシー乗場、高齢者等の交通弱者が多数利用する施設の周辺、ショッ

ピングモール、コミュニティー道路、遊歩道等に設置するときは歩行者等の利用状況を 判断し、地域の実情に応じ、公益上やむを得ない場合に限り認めることができます。

2 位置

(1) 原則として、道路の法敷、及び道路管理上支障のない場所(道路余地)とします。 また、有効幅員が2m以上の歩道、有効幅員が3m以上の自転車歩行者道及び自 転車専用道路に限り設置することができます。ただし、隣接する民地を一部使用する ことにより、歩道の有効幅員が2m、自転車歩行者道の有効幅員が3m以上確保でき る場合はこの限りではありません。

3 構造

- (1) 固定式を原則として、安全性、耐久性を備え、構造、色彩は周囲の環境と調和するようにしてください。
- (2) 歩行者等の交通の支障とならない規模及び構造であること。

4 占用主体及び管理

- (1) 路線バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、商店街、町内会等、その他これらに準ずるものであって、十分な維持管理能力を有すると認められる者。
- (2) ベンチ設置に付随するゴミ箱は、原則として認めません。ただし、固定式で歩行者 の通行に支障なく、市民に役立ち、ゴミ箱の管理が行き届いていれば構いません。そ の場合あらかじめ管理規定等を提出してください。

Ⅱ 上屋

1 方針

- (1) 歩行者や自動車などの道路の利用状況、及び地域の実情に応じて、公益上設置することが必要と認められた場合に許可します。
- (2) バス停留所上屋に付随して設けるバス利用者向けのロケーションシステムは、バス 停留所上屋と一体のものとして許可することができます。

9 位置

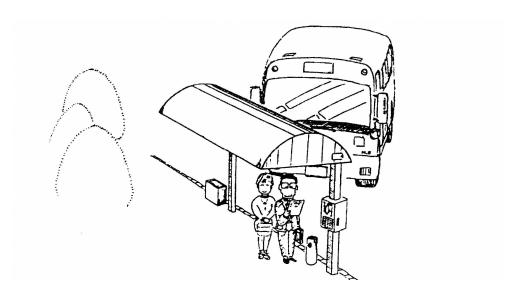
- (1) 道路の法敷、歩道、駐車施設、及び道路管理上支障のない場所とします。
- (2) 歩道の有効幅員が2m、自転車歩行者道の有効幅員が3m以上確保できる場合に設置することができます。ただし、隣接する民地を一部使用することにより、歩道の有効幅員が2m、自転車歩行者道の有効幅員が3m以上確保できる場合はこの限りではありません。
- (3) 設置するバス停留所等の上屋が壁面を有する場合、交差点の付近、沿道からの出入りがある場所等、運転者の視界を妨げることのない場所であること。
- (4) 近傍に視覚障害者誘導用ブロック(当該上屋へ誘導するために設置されたものを除く。) が設置されている場合には、視覚障害者の上屋への衝突等を防止する観点から、 当該ブロックとの間に十分な間隔を確保できる場所であること。

3 構造

- (1) 歩行者等の交通の支障とならない規模、構造にしてください。
- (2) 上屋の幅は $2 \,\mathrm{m}$ 以下、高さは路面から $2.5 \,\mathrm{m}$ 以上とし、支柱は道路側に設けてください。
- (3) 構造及び色彩は周囲の環境と調和するもので信号機、道路標識等の効用を妨げないものにしてください。
- (4)壁面を設置しないでください。ただし、風雪等のため特に壁面を設ける必要があり 道路管理上支障のない場合にはかまいません。
- (5) 広告物等の添加については、「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて(平成20年3月25日付け国道利22号国土交通省道路局長通知)」及び「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて(平成20年3月25日付け国道利第24号国土交通省道路局路政課長通知)」の通達に基づいて許可することができます。詳細については、道路管理者と協議を行ってください。

4 占用主体及び管理

- (1) 路線バス事業者、タクシー事業者の団体、官公庁、町内会、商店街等その他これらに準ずるものであって、十分な維持管理能力を有すると認められる者。
- (2) 上屋設置に付随するゴミ箱は、原則として認めません。ただし、固定式で歩行者等の通行の支障なく、市民に役立ち、ゴミ箱の管理が行き届いていれば許可することができます。
- (3) 上屋の管理(ゴミ箱を設置する場合は、その管理を含む。) はあらかじめ管理規定等を提出してください。



(フラワーポット)

第9条

1 方針

極力抑制すべきであるので、道路の美化に寄与し、地方公共団体、自治会、商店会又は これらに準ずる団体で十分な維持管理能力を有すると認められる者が設置する場合で、真 にやむを得ない場合に限り認めるものとします。

2 位置

- (1) 原則として法敷又は道路余地に設けるものとします。ただし、有効幅員が2m以上の歩道、有効幅員が3m以上の自転車歩行者道及び自転車専用道路に限り設置することができます。
- (2) 歩車道等境界線から 25cm 以内には設置することはできません。

3 構造

- (1) 材質は、コンクリート、プラスチック、又はこれらに類する堅固なものとしてください。
- (2) 倒壊、老朽、汚損等により美観を損ない、又は交通に支障を及ぼさない構造としてください。
- (3) 物件には、管理者名を表示させるものとし、その大きさは管理者名を判別できる程度で極力小さいものとしてください。

4 その他

年間の植栽及び維持管理計画を提出してください。

(公共掲示板)

第 10 条

1 方針

占用主体は、官公庁、町内会又はこれに準ずる団体とし、道路以外の場所に設置することを原則とします。

2 位置

- (1) 法敷がある道路は法敷上に設置してください。
- (2) 法敷がなく歩車道の区分のある道路は歩道上とし道路境界縁石に接して設置してください。
- (3) 法敷がなく歩車道の区分のない道路で、L型側溝及び U型側溝のある道路は側溝に接した場所としてください。また、側溝のない道路は路端寄りに設置してください。
- (4) 原則として隅切り箇所には設置しないでください。
- (5) 設置位置に隣接する土地所有者及び居住者の承諾をとってください。

3 構造

(1) 主要構造部は鋼材類とし、地震、風圧等に対し倒壊しないような安全な構造にして

ください。

- (2) 色彩等は都市美観を損なわないようにしてください。
- (3) 高さ2 m以下、長さ 1.8 m以下としてください。
- (4) 構造物の破損、腐朽、塗装のはがれ等に対してしてゆきとどいた維持管理をしてください。不体裁になった時はすみやかに修理その他適切な措置をしてください。
- (5) 掲示板には、管理者名及び、掲示事項以外の広告物を塗装若しくは添加しないでく ださい。

(防犯カメラ)

第11条

1 方針

占用主体は地方公共団体、町内会、商店会等公共団体が設置する場合に限ります。

2 位置

原則として自らが管理するアーケード、街路灯等に設置することとし、やむを得ず独立 柱で設置する場合は道路以外の交通の支障とならない箇所に設置してください。

3 構造

防犯カメラ (カメラ以外の機器も含む) の最下端は路面から 4.5m (重要物流道路の指定がある道路では 4.8m) 以上としてください。ただし歩道においては 2.5m以上とすることができます。

- 4 その他
- (1) 設置・管理にあたっては、所轄警察署に相談し、指導を受けてください。
- (2)維持管理についての確認のため、管理規定を提出してください。

第2編(法第32条第1項第2号に掲げる工作物)

(地下管路等)

第 12 条

- 1 方針
- (1) 地下管路等の占用は「地下埋設物配置標準図」によること。 ただし、既設埋設物が錯そうし、標準位置に占用できないときは道路管理者の承認 を得て変更することができます。
- (2) 交差点内の交差占用は幅員の広い道路を優先とし、細い道路の占用物件は工事時期 にかかわらず切り下げ占用としてください。
- (3) 占用管渠(電線路を含む)と路面との距離(土被り)は、歩道部分を除き原則として 1.2m以上としてください。本管(取出管、供給管の無いもの)は、1.5m以上としてください。

- (4)歩道内縦断占用は、切り下げ部分を設けてある場合の土被りは1.2mとしてください。 ただし切り下げ部分のない歩道(車両の進入出来ない道路及び階段)の土被りは0.8 mにできます。
- (5) 主要な下水道管渠 (Φ 1,000 mm以上) は、原則として土被 θ 3 m以下としないでください。
- (6) 個人の給排水管の縦断占用は原則として認めません。
- (7) 別紙一覧表の特定管路については下記のとおりの土被りとすることができます。

2 構造

- (1)配管材質は堅固で耐久性のあるもので道路及び他の占用物件に支障しないようにしてください。
- (2) 橋に取り付ける場合は、橋の強度に影響を与えないようにしてください。施工の方法は道路占用掘さく及び復旧工事基準書の基準に準じて取り扱ってください。
- (3) 管路を橋に取り付ける場合、土被りのない立ち上がり部分は鞘管を使用し鞘管に占用物件名を表示してください。

特定管路の埋設における土被りについて

※舗装の厚さ(路面から路盤の最下面までの距離。以下「舗装厚」と言う。)

① 電気事業及び電気通信事業

(車道)舗装厚に0.3mを加えた値(0.6mに満たない場合は0.6mとする)以下としない。

(歩道) 0.6m以下としないでください。切り下げにおいて 0.6m以下となる場合は防護措置を講じてください。

② 水道事業及びガス事業

(車道・歩道)

舗装厚に 0.3mを加えた値 (0.6mに満たない場合は 0.6mとする) 以下としないでください。

本管以外の管を歩道の地下に設ける場合は 0.6m以下としないでください。ただし、切り下げにおいて 0.6m以下となる場合は防護措置を講じてください。

③下水道事業

本管(車道・歩道)

舗装厚に0.3mを加えた値(1mに満たない場合は1mとする)以下としないでください。

本管以外の管(車道)

舗装厚+0.3m (0.6mに満たない場合は 0.6mとする) 以下としないでください。

本管以外の管(歩道)

0.6m以下としないでください。

切り下げにおいて 0.6m以下となる場合は防護措置を講じてください。

外圧1種ヒューム管

外圧1種ヒューム管を用いる場合の土被りは1m以下としないでください。

④共通

大型車が通行する切り下げ部は舗装厚+0.3m以下としないでください。以下とする場合は防護措置を講じてください。

⑤その他

- ・道路占用許可申請の際に、特定管路及び土被りを明示してください。
- ・道路の舗装構成、土質の状態(軟弱地盤箇所等)、交通状況から前項(7)による取扱いによることが不適切であると認められる場合は、適用しません。
- ・道路管理者と充分な調整を行い、その他指示に従ってください。

別表

特定管路一覧表

事業名称	管 種	規格	管 径
電気事業	鋼管	JIS G 3452	250mm 以下のもの
	強化プラスチック複合管	JIS A 5350	250mm 以下のもの
	耐衝撃性硬質塩化ビニル管	JIS K 6741	300mm 以下のもの
	硬質塩化ビニル管	JIS K 6741	175mm 以下のもの
	コンクリート多孔管	管材曲げ引張強度	φ125×9条以下のもの
三左汉与古华 佐	在新华 (1.15年) (2.16年	54kgf/c ㎡以上	75 51 6
電気通信事業等	硬質塩化ビニル管	JIS K 6741	75mm 以下のもの
	鋼管	JIS G 3452	75mm 以下のもの
	鋳鉄管	JIS G 5526	75mm 以下のもの
水道事業	鋼管	JIS G 3443	300mm 以下のもの
	ダクタイル鋳鉄管	JIS G 5526	300mm 以下のもの
	硬質塩化ビニル管	JIS K 6742	300mm 以下のもの
	水道配水用ポリエチレン管	引張降伏強度	200mm 以下で外径/厚さ
		204kgf/c ㎡以上	=11のもの
ガス事業	鋼管	JIS G 3452	300mm 以下のもの
	ダクタイル鋳鉄管	JIS G 5526	300mm 以下のもの
	ポリエチレン管	JIS K 6774	300mm 以下のもの
下水道事業	ダクタイル鋳鉄管	JIS G 5526	300mm 以下のもの
	ヒューム管	JIS A 5303	300mm 以下のもの
	強化プラスチック複合管	JIS A 5350	300mm 以下のもの
	硬質塩化ビニル管	JIS K 6741	300mm 以下のもの

^{*}上記以外の管路材等を使用する場合には、同等以上の強度を有するものとし、道路管理者への資料の提出をすること。

第3編(法第32条第1項第4号に掲げる工作物)

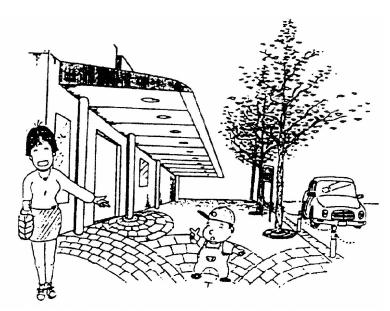
(アーケード)

第13条

1 方針

アーケードの占用は、「アーケードの取扱について(昭和30年2月1日国消発第72号国 家消防本部長通知ほか)」の基準及び次の各号により取り扱います。

- (1) 急勾配の道路には設置しないでください。
- (2) 片持ち構造として、屋根部の出幅を歩車道境界より1m下げてください。
- (3) アーケードの下に看板を添加するときは、規格化された自家用看板に限り一店舗又は一事業所に一個とし表示面積は0.3 m以内としてください。
- (4) 前号の看板を除き、広告物、垂れ幕、ポスターその他の工作物、物件等を添加しないでください。ただし、一般の慣習による一時的な飾り付け及びアーケードの出入口に表示する商店会名の看板はかまいません。



(日よけ)

第14条

1 方針

自己の店舗等の間口の範囲内において、原則として生活上、営業上必要と認められる場合に設置することができます。

2 位置

- (1) 信号機、道路標識などの効用を妨げることのない場所に設置してください。
- (2) 歩車道の区別のある道路、区別のない道路いずれも出幅は路端から1m以下としてください。

- (3) 歩車道の区別のある道路では、歩道上とし、高さは路面から日よけの下端まで 2.5m 以上とします。(歩道幅員が 1 m未満の場合はこの限りではありません。)
- (4) 歩車道の区別のない道路では、高さは路面から日よけの下端まで 4.5m以上とします。

3 構造

- (1) 風雨や地震に耐える強固なものとし、落下等により道路の構造や通行に支障を及ぼすおそれのないものとしてください。
- (2) 材質は、難燃性の天幕類を使用してください。
- (3) 日よけの前面及び両側面に天幕類を設置しないでください。
- (4) 道路区域内には支柱を設けないでください。
- (5) 巻き上げ式日よけは、原則として歩道上に設置するものとし、最大限に広げた状態を上記の基準と適合させるものとしてください。
- (6) デザイン、色彩及び表示内容は、付近の景観に適合し、美観・風致を損なわないも のとしてください。

第4編(法第32条第1項第5号に掲げる工作物)

(道路の上空に設ける通路)

第15条

1 方針

道路の上空を横断して設置する上空通路の占用は、通達「道路の上空に設ける通路の取り扱いについて」(昭和 32 年 7 月 15 日建設省発住第 37 号ほか)及び「建築物の屋上部を連結する通路の取り扱いについて」(昭和 46 年 10 月 11 日建設省道政発第 107 号ほか)の基準に準じて取り扱い、上空通路の設置によって建築物内の多数人の避難又は道路の交通の緩和等市民生活に役立つような場合に限ります。また外観上の維持管理を十分にしてください。

(地下に設ける通路)

第16条

1 方針

地下通路の占用は、通達「道路の管理に関する取り扱いについて」(昭和 32 年 5 月 29 日建設省道発第 147 号の 2) の基準に準じて取り扱い、地下通路の設置によって建築物内の多人数の避難又は道路の交通の緩和等市民生活に役立つような場合に限ります。

2 構造

- (1) 通路幅員は、6 m以下としてください。
- (2) 主要構造部は、鉄骨又は鉄筋コンクリート造りとしてください。
- (3) 地下に設ける通路と路面との距離(土被り)は3.5m以上としてください。

- (4) 床面から天井までの高さは、原則として 2.5m以上としてください。
- (5) 通行又は運搬以外に使用しないでください。

(進入口として設ける通路)

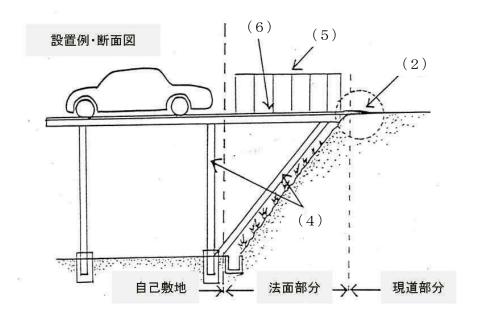
第17条

1 方針

道路に出入りするために法敷に設ける通路及び道路を占用しなければ自分の土地に進入する通路がない場合等で、原則として占用者の日常生活や災害時の避難等に必要と認められる場合に限ります。

2 構造

- (1) 通路の幅は人の通行の用に供するものは $2 \,\mathrm{m}$ 以下、車両の通行の用に供するものは $4 \,\mathrm{m}$ 以下とします。(合計 $6 \,\mathrm{m}$ 以下)
- (2) 道路との接続部分は、極力段差ができない構造としてください。
- (3) 通路は道路に対し直角に設けてください。ただし道路の構造又は地形等によりこれにより難い場合は、この限りではありません。
- (4) 橋げたは法敷の接続部分に直接荷重をかけない構造とし、橋脚は道路区域外に設けてください。
- (5) 通路の両側には、防護柵等の安全施設を設けてください。
- (6) 通路を駐車場または商品置場等として使用することはできません。
- (7)通路の設置に伴い、民地内の雨水排水等が道路内に流入しないよう留意すると共に、 必要に応じ通路部の排水措置を講じてください。
- (8) 必要に応じて道路法 24条の許可申請を、別途行ってください。



第5編(法第32条第1項第6号に掲げる工作物)

(露店)

第18条

1 方針

恒例による縁日、祭典等の一時的で社会慣習上やむを得ないと認められるときに限ります。一箇所当たりの占用面積は2㎡以内(長さ2m以内、幅1m以内)にしてください。

2 位置

- (1) 歩車道の区分のある道路は歩道上とし、出幅は路端から1m以内かつ歩道幅員の2 分の1を越えないでください。
- (2) 歩車道の区分のない道路の出幅は、路端から1m以内としてください。
- (3) 地先家屋等の出入り口に支障とならないようにし、地先家屋等の所有者又は占有者の承諾を得てください。

3 構造

使用期間後は直ちに片付けられる簡易なものであって、出店時間以外は路上に放置しないでください。

第6編(令第7条第1号に掲げる工作物)

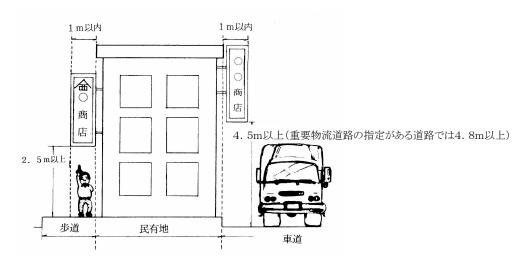
(看板)

第19条

- I 突出し看板
- 1 方針
- (1) 道路以外の場所に設けることを原則とします。道路に設ける場合は建物の状況等ほかに適当な場所がない場合としてください。
- (2) 横須賀市が定める屋外広告物に関する条例に抵触しないものとしてください。

2 定義

(1) 袖看板、壁面看板のうち沿道で営業又は事業を行う者が自己の営業所(店舗を含む) 又は事業所、作業所に添加する自己の店名、屋号。商標、若しくは自ら販売若しくは 制作する商品の名称、自己の営業若しくは事業の内容を表示するものとしてください。



(2) 建物、へい、その他道路区域内の工作物若しくは物件に添加され又は道路区域外の 土地に設置され道路区域内に突出する看板、広告用幕、日除け及びこれらに類するも のとしてください。

3 位置

- (1) 自家用看板に限り、1戸の建物の同一道路に突出する看板の数は2箇所としてください。ただし、特別な事情があるときはかまいません。
- (2)看板等の最下部と路面との距離は 4.5m(重要物流道路の指定がある道路では 4.8m)以上とします。ただし、歩道上は 2.5m以上としてください。
- (3) 架空に付き出す看板の出幅は、歩車道の区別のある道路、歩車道の区別のない道路 いずれの場合も1m以下にしてください。

4 構造

- (1) 相当強度の地震、風圧等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損なわない又は公衆に危険を与える恐れのないものとしてください。
- (2) 構造、色彩等が信号機、道路標識とまぎらわしくなく、これらの効用を妨げない構造としてください。
- (3) 電光式のもの、動光式のもの、反射式のもの及び内照式のものは認めません。ただし、電光式又は内照式であって光源の照度を落とすためのカバー又は半透明の看板面を使用すること等により道路交通に支障のないものにあっては、この限りではありません。
- (4)回転式等看板が動くもの及び信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは認めません。
- (5) 看板のデザイン及び表示内容は都市美観を損ねず風致を考慮してください。
- (6) 看板を照らすための照明器具の設置は認めません。

Ⅱ 立看板

1 方針

極力抑制すべきであるので、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、(3)を遵守できる場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができます。

- (1) 国又は地方公共団体が主催、共催又は後援(以下「主催等」という。) する催物に係る交通規制及び交通誘導の周知のため、一時的に設置する場合。
- (2) 交通規制及び交通誘導の周知のため、国又は地方公共団体及びこれらに準ずる団体で十分な維持管理能力があると認められ、所轄警察署長の承諾を得た者が、一時的に設置する場合。
- (3) 設置期間は、催物の期間中としてください。ただし、必要と認められるときは、催物の開催の概ね1ヶ月前から、催物の終了後、概ね1週間が経過した日まで設置を認めることができます。

2 位置

- (1) 地面に接する部分の位置は、原則として道路余地、法敷又は路肩とします。歩道等に設置することは歩行者等の通行に支障を及ぼすので、極力抑制するものとします。
- (2) 次の工作物、物件及び施設には添加及び設置はできません。
- ア 橋りょう、隧道、地下道、高架構造物(歩道橋を含む)及び分離帯
- イ 街路樹、信号機、道路標識、防護柵及び照明灯
- ウ 消火栓、火災報知機、郵便差出箱(郵便ポスト)、公衆電話所(電話ボックス)、変 圧塔その他これらに類する物件
- (3) 前項の規定に関わらず、次の場合に限り、立看板の添加及び設置を認めることができます。
- ア 橋りょう、地下道、高架構造物(歩道橋を含む)、街路樹、防護柵及び照明灯については、国又は地方公共団体が主催等する催物の交通誘導のために一時的に設ける立看板で、催物の規模、現地の状況等から安全管理上設置が不可欠と考えられる場合。
- イ 信号機、道路標識については、前号の条件を満たす立看板で、所管警察署長が設置を 認めた場合。
- (4)次の箇所から5m以内は原則として設置を認めません。 横断歩道、交差点の側端字または道路のまがり角、橋りょう、隧道、踏切、信号機、 道路標識、火災報知器、消火栓及びバス停留所
- (5) 前号の箇所のうち、橋りょうについては、(位置)(3)の(ア)の条件を満たす立 看板について、5m以内の設置を認めることができます。

3 構造

- (1) 相当強度の地震、風圧等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損なわない又は公衆に危険を与える恐れのないものとしてください。
- (2) 構造、色彩等が交通信号機、道路標識とまぎらわしくなく、これらの効用を妨げな

- い構造としてください。
- (3) 大きさは、縦2m、横1m以下としてください。
- (4) 電球、LED、液晶等により文字やイラストを表示する電光式や動光式のもの及び反射式のもの並びに外照式のものは認めません。また、看板内部の照明器具により看板面の文字やイラストを内側から照らして表示する内照式のものについては、道路管理者と仕様について協議を行い、許可を得てください。

Ⅲ 電(話) 柱看板の巻付看板、添加看板

1 方針

次の場合に限り、認めることとします。

- (1) 電(話)柱管理者から添加の承認を得た看板。
- (2) 巻付看板及び添加看板は、それぞれ1柱につき1個とする。ただし、巻付看板については、1個を2面として取り付けることができる。
- (3) 横須賀市が定める屋外広告物に関する条例に抵触しないこと。
- (4) 消火栓標識に看板を添加する場合は、上記(1) \sim (3) と同様の条件を必要とする。

2 位置

- (1) 巻付看板
- ア 電柱1本につき2面までにしてください。
- イ 広告の大きさは縦 1.5 m 横 0.3 m 以内としてください。
- ウ 電柱に巻付ける広告面の下端は路面から 1.5m 以上としてください。
- (2) 添加看板
- ア 広告板の最下端は路面から 4.5m (重要物流道路の指定がある道路では 4.8m) 以上で、出幅は 0.6m以下とします。
- イ 電柱1基につき広告一箇所としてください。
- ウ 広告板の大きさは、縦 1.2m横 0.5m以下としてください。
- 3 構造
- (1) 美観、風致をそこねるものでなく、色彩は交通信号機、道路標識と紛らわしくなく 意匠の品位をおとさないものにしてください。
- (2) はく離、汚損等がないよう看板に必要な措置をしてください。
- (3) 電光式、動光式、反射式、外照式及び内照式は認めません。

(可動式看板等)

第20条

1 方針

可動式看板、又は広告物の占用は、道路管理上及び交通上支障するので許可しません。

(施設案内板)

第 21 条

1 方針

官公庁、地域の人達の目標となる歴史的建造物、病院、学校、福祉施設等の場所を案内 するものとしてください。

2 位置

- (1) 法敷がある場合は、法敷に設けてください。
- (2) 当該施設から 500m以内で一施設について 2 基以内としてください。
- (3) 交通信号機、道路標識等の効用及び車両等の視界を妨げない位置にしてください。

3 構造

- (1) 主要構造部は、地震、風圧等に対し倒壊しないような安全な構造にしてください。
- (2) 案内板の色彩等は都市美観を損なわないようにしてください。
- (3) 案内板の最下部と路面との距離は、4.5m (重要物流道路の指定がある道路では 4.8 m) 以上とします。ただし、歩道上は、2.5m以上とすることができます。

(標識類)

第22条

1 方針

官公庁、地域の人達の目標となる歴史的建造物、病院、学校、福祉施設、消火栓、防火 水槽等の場所を示すものとしてください。

2 位置

- (1) 法敷がある場合は、法敷に設けてください。
- (2) 法敷がなく歩車道の区分のある道路は歩道上とし、歩車道等境界線から 0.25m 以上歩道等側へ離れた位置に設置してください。
- (3) 法敷がなく歩車道の区分のない道路は、交通及び地元居住者に支障のない所に設けてください。
- (4) 交通信号機、道路標識の効用及び車両等の視界を妨げない位置にしてください。

3 構造

- (1) 主要構造部は、地震、風圧等に対し、倒壊しないような安全な構造にしてください。
- (2) 倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損なわず、かつ、通行に支障を与えることのないような構造としてください。
- (3)電光式、動光式、反射式、外照式は認めません。また内照式のものについては、道路管理者と仕様について協議を行い、許可を得てください。

(バス停留所標識)

第 23 条

1 方針

バス事業者またはバス事業者の団体が設置する場合に限り認めることができます。

2 位置

(1) 非照明式の場合

- ア 歩道等を有する道路においては、歩道等上の車道寄りで歩車道等境界線から 25cm 以上歩道等側へ離れた位置に設置してください。歩車道の区分のない道路においては路端寄りに設置してください。ただし、分離帯のある場合は交通に支障のないものに限り分離帯上に設置できます。
- イ 横断歩道、横断歩道橋の昇り口、地下横断通路及び消火栓から5m以上離れた位置 とし、信号機、道路標識等の機能を阻害しないこと及び車両等の視界を妨げない位置 としてください。

(2) 照明式の場合

- ア 歩道等または待避所等で交通に支障のない場所に設置してください。
- イ 歩道等に設置する場合は、歩道等上の車道寄りとし、歩車道等境界線から 25cm 以上 歩道側へ離れた位置としてください。ただし、歩道の有効幅員を 1 m以上確保してく ださい。
- ウ 横断歩道、横断歩道橋の昇り口、地下横断通路及び消火栓から5m以上離れた位置 とし、信号機、道路標識等の機能を阻害しないこと及び車両等の視界を妨げない位置 としてください。

3 構造

(1) 非照明式の場合

- ア 倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損なわず、かつ、通行に支障を与 えることのないような構造としてください。
- イ 支柱の外径は 0.1m以内、施設の上端は路面から 2.5m未満としてください。
- ウ 広告物の添加、表示は原則として認めません。
- (2) 照明式の場合
- ア 倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損なわず、かつ、通行に支障を与 えることのないような構造としてください。
- イ 信号機または道路標識に類似し、これらの効用を妨げないようにしてください。
- ウ 広告等の添加については、通達「照明式バス停留所標識(広告付)の道路占用について」(昭和 49 年 2 月 1 日建設省道政発第 5 号)の基準に準じて取り扱いますので、道路管理者と協議を行ってください。

(タクシー乗場標識)

第 24 条

1 方針

タクシー事業者の団体または公益機関が設置する場合に限り認めることができます。

2 位置

- (1) 駅前広場等で停車スペースが十分に確保され、数項に支障を及ぼさない場所に設置してください。
- (2) 歩道等を有する道路においては、歩道等上の車道寄りで歩車道等境界線から 0.25m 以上歩道等側へ離れた位置に設置してください。
- (3) 横断歩道、横断歩道橋の昇り口、地下横断通路及び消火栓から5メートル以上離れた位置とし、信号機、道路標識等の機能を阻害しないこと及び車両等の視界を妨げない位置としてください。

3 構造

- (1) 倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損なわず、かつ、通行に支障を与えることのないような構造としてください。
- (2) 広告物の添加、表示は認めません。
- (3) 電光式、動光式、反射式、外照式及び内照式は認めません。

(街頭装飾、松かざり、七夕かざりほか)

第25条

1 方針

- (1) 国、地方公共団体、町内会、商店街等の非営利団体が、祭礼行事等により短期間占用する場合としてください。
- (2) 歩行者及び通行車両の安全が確保できるよう設置してください。
- (3) 催物の期間終了後、直ちに撤去できるものに限ります。

2 位置

- (1) 信号機、バス停留所、消火栓、マンホール、道路標識等の機能を阻害しないこと及 び車両等の視界を妨げない位置としてください。
- (2) 旗、のぼり、造花、提灯、木枝、幕等による装飾は交通に支障せず都市美観を著し く損なわないものとしてください。
- (3) 街灯、アーケード等に取り付ける場合は原則として歩道上とし、装飾と路面の距離は2.5m以上、出幅は1m以内とし、やむをえず車道に取り付ける場合は、路面から4.5m (重要物流道路の指定がある道路では4.8m)以上、出幅は1m以内としてください。

3 構造

- (1) 道路施設、信号機、道路標識、電柱・電話柱等への添加は認めません。
- (2) 倒壊、落下、はく離、汚損等により、美観を損なう又は交通に支障を及ぼすおそれ

のない構造としてください。

(横断幕)

第26条

1 方針

官公庁が主催する公益又は、行事のため一時的に設ける場合としてください。

2 位置

- (1) 横断幕の下端は、路面から 4.5m (重要物流道路の指定がある道路では 4.8m) 以上 とし、横断幕の両端は既設の建築物又は工作物に取り付けてください。
- (2) 歩道橋に取り付けるときは、高欄部分としてください。
- 3 構造
- (1) 横断幕の幅は1m以下とし、長さは10m以下としてください。
- (2) 風雨等で落下しないように堅固に取り付けてください。

(アーチ)

第27条

1 方針

原則として認めません。ただし、真にやむを得ず、次の各項のいずれかに該当する場合で道路管理者との協議が整ったものについてはこの限りではありません。

- (1) 地方公共団体、商店会又はこれらに準ずる団体が公益又は地域振興の目的で設置する場合。
- (2) 商業地域又はこれに準ずる地域で自動車の交通量の少ない場合。
- (3) 設置しようとする箇所の道路の区域が緊急輸送道路に指定されていない場合。
- 2 位置

信号機、道路標識の効用及び車両等の視界を妨げない位置としてください。

- 3 構造
- (1) 占用物件には個人商店名、商品名、会社名等は表示してはなりません。
- (2) 倒壊、落下、はく離、老朽、汚損、火災等により交通に支障を及ぼすことがない構造としてください。
- (3) 地面に接する部分は原則として道路以外の場所に設けてください。
- (4) 道路を横断する場合は、車道幅員9m未満の道路とし、最下部と路面との距離は4.5m (重要物流道路の指定がある道路では4.8m)以上としてください。ただし、歩道を横断する部分のこの距離は、2.5m以上とすることができます。
- (5) 支柱が1本で片持ち式のもの(いわゆる「片アーチ」)の出幅は 2.5m以内としてく ださい。
- (6) アーチ本体の外観は照明等を含めてできるだけ簡略なものとしてください。

第7編(令第7条第4号に掲げる工作物)

(工事用仮囲、足場、朝顔)

第28条

1 方針

歩行者及び通行車両の安全が確保される場合で、道路以外の場所に設けることを原則と します。道路に設ける場合は建物の状況等ほかに適当な場所がない場合としてください。

2 位置

(1) 歩車道の区分のある道路は歩道上とし出幅は歩道幅員の3分の1以内とし、歩車道の区分のない道路は道路幅員の10分の1以内として、最大幅1mをこえないでください。

なお、落下防止施設については、必要な出幅とすることができます。 また、消火栓、マンホール等の使用に支障のある場合は認めないこともあります。

- (2) 仮囲いの高さは、路面から 1.8m以上とし、木板(厚さ 12 mm以上) 又は鋼板(厚さ 8 mm以上) を使用し、軽易な工事は、シートを使用することができます。
- (3) 歩行者等の通行に支障がないように十分配慮をしてください。
- 3 構造、その他
- (1) 倒壊や落下がないように施設を設けてください。
- (2) 仮囲い又は、足場の支柱を路面に埋めこまないようにしてください。
- (3) 路面から 10m以上の建築工事等の工事現場では、落下物による交通の危害防止上必要な部分の周囲に保護棚を一段以上、20m以上の高さにある場合は、保護棚を二段以上足場の骨組みに堅固に取り付けてください。
- (4) 工事用仮囲い、足場、建築用材料の一時置場、及び一時工事作業所の許可を受けた ときは(道路占用許可表示板の設置について昭和43年5月8日建関道政第143号)に より占用箇所の見やすい場所に道路占用許可表示板を掲示して下さい。
- (5) 落下防止施設を設ける場合は、その下端は路面から 4.5m (重要物流道路の指定がある道路では 4.8m) 以上とすること。ただし、歩道上においては、2.5m以上とすることができます。

第8編(令第7条第5号に掲げる工作物)

(一時工事作業所及び建築用材料の一時置場)

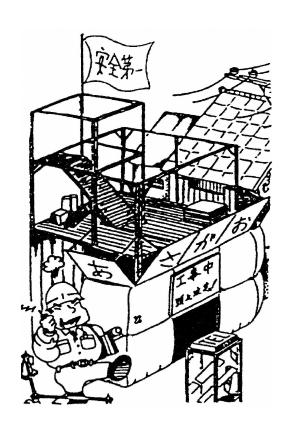
第 29 条

1 方針

道路以外の法敷に一時的に設けるものとしてください。

2 位置

- (1) 置場の外周には適切な保安施設を設置してください。
- (2) 置き場内は常に整理し材料等を錯乱しないでください。
- (3) 消火栓、制水弁等の各種マンホールの所在を明確にし、容易に使用出来るようにしてください。



第9編(令第7条第9号に掲げる工作物)

(道路の高架下に設ける駐車場、公園、倉庫等)

第30条

1 方針

通達「高架道路の路面下の占用許可について」(昭和 40 年 8 月 25 日道発第 367 号)の基準に準じて取り扱ってください。

第10編(令第7条第12号に掲げる工作物)

(道路上に設ける駐輪施設)

第31条

1 方針

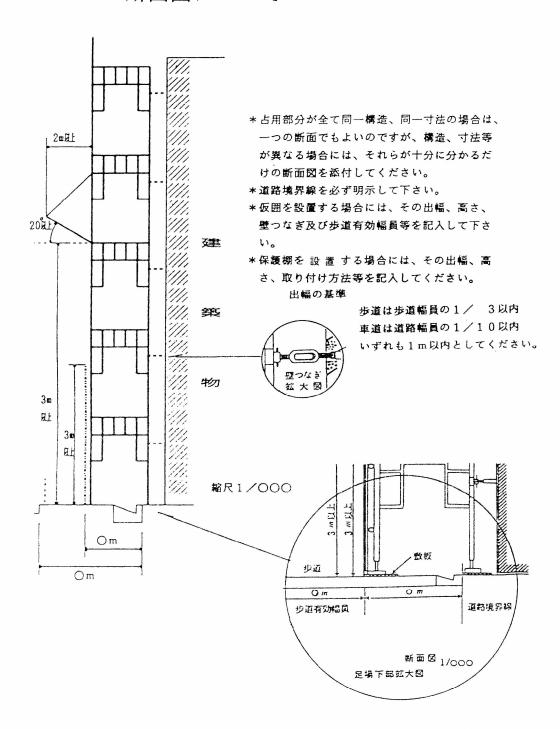
通達「道路法施行令の一部改正について」(平成 18 年 11 月 15 日国道利第 32 号国土交通 省道路局長通達)「自転車等駐車器具の工作物等への追加及びその占用場所に関する基準に ついて」に準じて取り扱ってください。

※本許可基準に定めのない占用につきましては道路管理者と十分な協議を行い、道路管理者の指示に従ってください。

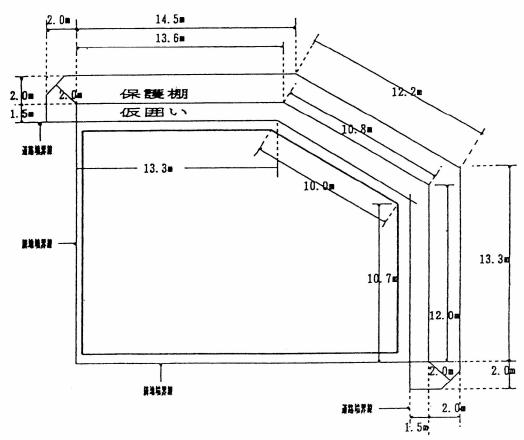
付 則

- この基準は平成8年4月1日から施行する。
- この基準は平成23年4月1日から施行する。
- この基準は令和5年4月1日から施行する。

工 事 用 仮 囲 、 足 場 28 条 断面図について



面積計算の記入例



仮囲面積計算式(小数第3位以下切り捨て)

(13.6+14.5)×1.5×0.5=21.07

(10. 0+10. 8) x1. 5x0. 5=15. 6

(10. 7+12. 0) x 1. 5 x 0. 5 = 17. 02

53.69m²

保護棚面積計算式

1. 5×2. 0=3. 0

2. 0×2. 0-1. 0×1. 0=3. 5

(13. 6+14. 5) x2. 0x0. 5=28. 1

(10.8+12.2) x2.0x0.5=23.0

(12. 0+13. 3) ×2. 0×0. 5=25. 3

2. 0x2. 0-1. 0x1. 0x0. 5=3. 5

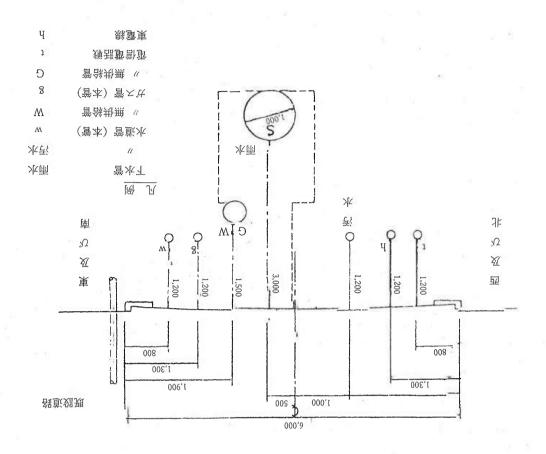
1. 5×2. 0=3. 0

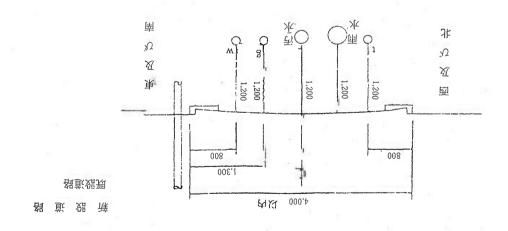
89.40m²

合計 143.09m²

道路幅員、仮囲、保護棚の出幅及び、延長など詳細に記入して下さい。 仮囲は角切りをしてください。

道路境界線及び隣地境界線を明記して下さい。





地下埋設物配置標範図

是2.策即1.联条28.底

新設道路

